

令和6年度

事業計画

社会福祉法人 みどり市社会福祉協議会

令和6年度

社会福祉法人みどり市社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

日本では少子高齢化による人口減少が深刻さを増しています。さらに家族機能の低下や地域における人と人のつながりの希薄化が進み、日頃の生活場面だけでなく震災をはじめとする災害時にも地域での支え合いの基盤づくりが今まで以上に重要になっています。

また、5類に引き下げられた新型コロナウイルスによる影響は、生活課題を一層複雑にしており、特に日本社会が抱える経済的貧困や社会的孤立といった課題が際立ち、その解決には「問題解決型支援」と「伴走型支援」が必要な状況です。

令和6年度は、第3期地域福祉活動計画の最終年度であり、これまでの4年間の積み上げを基盤として計画を完全実施するため、以下の取り組みを重点的に進めるとともに、令和7年度から実施する第4期地域福祉活動計画の策定に取り組んで参ります。

I 災害発生時の円滑な対応

事業継続計画（BCP）に基づき、災害が発生した際にも事業を継続できるよう、みどり市が実施する防災訓練への参画等を通じて、災害体制強化を図ります。

また、災害時のボランティア活動が円滑にできるよう住民参加型で災害ボランティアセンターの設置訓練や研修を実施します。

II 身近な相談機関としての相談援助

地域包括支援センターの総合相談、障害者相談支援事業所の相談支援、心配ごと相談やなんでも福祉相談など、支援を必要とする市民にとって身近な相談機関となるよう関係機関と連携し多様な福祉課題に対応していきます。

III 福祉教育活動の推進

市民が福祉に関して理解を深めるとともに、自ら活動に取り組むことを目的の一つとして、小学校での認知症サポーター養成講座、手話などのボランティア養成講座などの福祉教育活動を推進します。

IV 第4期地域福祉活動計画の策定

市民アンケートや地区別座談会でいただいた市民の福祉ニーズの解決に向け、みどり市と連携し令和7年度から実施する第4期地域福祉活動計画を策定します。

本年度も、区長会や民生委員・児童委員協議会、福祉部をはじめとした団体及び各種関係機関との連携を図り、市民のご理解をいただきながら事業を推進する所存ですので、皆様のご協力をお願いします。

【事業内容】

1 法人運営

重点事項

- (1) 非常時において円滑に事業運営できるよう定期的に事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を実施する。
- (2) 市内の社会福祉法人と情報交換を行い、社会福祉法人連絡会の設置に向けた準備を進める。
- (3) 本会の運営体制を重点的に審議する理事専門部会を開催し、社会情勢に即した適正な運営に努める。
- (4) 更なる組織強化を進めるため、国家資格取得の推奨、職員の確保と定着促進、真摯に業務に取り組む職員の育成と資質の向上、柔軟な人事管理などに取り組む。

- ① 理事会、理事専門部会、評議員会、監査、正副会長会議、評議員選任・解任委員会、苦情解決第三者委員会等の開催 (総務企画課)
- ② 会員制度の充実強化 (総務企画課)
- ③ 諸規程及び要綱の整備 (総務企画課)
- ④ 情報共有の推進及び情報漏洩防止の推進 (総務企画課)
- ⑤ 非常時に備えた事業継続計画に基づいた訓練 (全部署)
- ⑥ 福祉活動研修事業の充実 (全部署)
- ⑦ 広報・啓発・連絡調整及び情報収集、発信等の研究 (総務企画課)
- ⑧ 会計経理等の正確かつ適正な運用 (総務企画課)
- ⑨ 財政基盤及び組織体制の強化 (総務企画課)
- ⑩ 地域福祉推進のための調査・研究 (全部署)
- ⑪ 県内社会福祉協議会との連携 (全部署)
- ⑫ 社会福祉法人連絡会の設置 (総務企画課)

2 地域福祉事業

重点事項

- (1) 地域の福祉課題における解決策を検討し、みどり市と連携して令和7年度から始まる第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定する。
- (2) 各種団体が抱える課題（会員の高齢化や会員数の減少等）に対して、各団体

役員等と協力し、解決に努める。

(3) 地域における権利擁護体制の構築に向けて、近隣市町村社協の動向を調査する他、みどり市と連携協力し、地域住民の権利や利益を擁護し代弁する機能の強化を目指す。

- ① みどり市地域福祉活動計画に基づく地域福祉活動の実践 (全部署)
第3期みどり市地域福祉活動計画の5年次として、目標として設定した成果指標の達成に向けて地域住民・行政等と連携及び協働しながら諸施策を推進する。
- ② 日常生活自立支援事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
判断能力の不十分な高齢者及び障がい者等に対して、地域生活が継続できるよう関係機関との連携を強化し、福祉サービス利用や日常的な金銭管理を機動的に支援する。
- ③ 群馬県ふくし総合相談支援事業への参画 (地域福祉推進課)
市民等からの生活や福祉に関する困りごとを受け止め、把握した内容を整理して支援するとともに、必要に応じてネットワークの活用により適切な支援先へ橋渡しする。
- ④ 地域福祉活動推進事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
各行政区及び福祉部の実施する地域の福祉活動が円滑に進められるよう地域福祉コーディネーターが中心となり支援等を行う。
- ⑤ 各種福祉団体県大会等参加支援事業 (地域福祉推進課)
福祉団体会員等の社会参加の促進を図るとともに、参加者の安全を確保するため、各種福祉団体が群馬県圏域の大会等に参加するための交通手段を提供する。
- ⑥ 心配ごと相談事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
地域住民が安心して社会生活を送ることができるよう、あらゆる心配ごとの相談に応じ、適切な助言指導を行う。
- ⑦ 入れ歯リサイクル事業 (地域福祉推進課)
福祉貢献事業の取り組みとして、使われなくなった入れ歯や貴金属を地域住民から回収し、入れ歯等に含まれる希少金属の収益を地域福祉活動の財源につなげるとともに、循環型社会を形成し、環境改善活動を推進する。
- ⑧ 市民活動支援用具貸出事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
健康増進や住民福祉活動の活性化を目的とした各種大会、講習会、総合学習、行事やレクリエーション等に活用できる市民活動支援用具を貸し出す。
- ⑨ 福祉体験用具等貸出事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
支援が必要な人に対する理解と関心を深めることを目的に、講習会や研修

会、総合学習等福祉教育で活用できる高齢者や障がい者の疑似体験用具等を貸し出す。

- ⑩ 社会を明るくする運動への協力 (地域福祉推進課)
犯罪や非行の防止と罪を犯した人の自立更生に対する理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会づくりの推進を目的とした事業に協力する。
- ⑪ 区長会、民生委員児童委員協議会、福祉部との連携協力 (全部署)
地域福祉の更なる向上を図るため、各種事業の推進と実施にあたり相互支援と連携を図り、協力体制を整える。
- ⑫ 各種福祉団体等への活動支援 (地域福祉推進課)
所管する各種福祉団体等の運営や研修事業、各種活動を支援する。
 - ア みどり市老人クラブ連合会
 - イ みどり市身障者連盟
 - ウ みどり市手をつなぐ育成会
 - エ みどり市母子寡婦会
 - オ みどり市遺族の会
 - カ みどり保護区保護司会
 - キ みどり地区更生保護女性会

3 ボランティア育成支援事業

重点事項

- (1) 魅力あるボランティア講座を開催し、新たなボランティアを発掘するとともに、市内の社会福祉法人等の関係機関と連携し、市民・ボランティアが主体的にボランティア活動に参加できる体制やネットワークを構築する。
- (2) 災害時に備えた広域的なネットワーク作りのため、県社協、東部ブロックの社協及び関係機関との連携を強化するとともに、円滑な災害ボランティアセンター設置運営に向けて住民参加型の協働型訓練及び研修等を行う。

- ① ボランティアセンター (地域福祉推進課)
ボランティア活動や住民活動の促進を図るため、情報提供コーナー、社協だより及びホームページ等を活用したボランティアに関する情報提供並びに相談、育成、連絡、調整、斡旋等の機能向上に取り組む。
また、金銭や物品の寄附を受け入れ、預託者の意向に沿った福祉活動の活用や増進を目的に払い出しを行う。

- ② 災害ボランティアセンター (地域福祉推進課)
災害時に備え、被災者及び被災地を支援するボランティア活動が効果的かつ効率的に展開できるよう体制を整備する。
- ③ ボランティア講座 (地域福祉推進課)
ボランティア活動に関心を持つ人や実践者等を対象に、活動に役立つ知識と技能の習得と資質の向上を目指し、地域の要望等に沿った講座を開催する。
- ④ ボランティア団体等活動支援 (地域福祉推進課)
各種ボランティア団体の運営や各種活動、研修等を支援する。
 - ア ボランティア活動保険加入等の支援
 - イ みどり市ボランティア連絡協議会の活動支援
 - ウ その他ボランティア団体等の活動支援

4 在宅福祉事業

重点事項

- (1) 東地区における配食サービス事業の今後の安定・継続性を確保するため実施方法の見直しも含め検討する。
- (2) みどり市安心支援事業の支援の担い手であるサポーターの拡充を図る。
 - ① みどり市安心支援事業【受託事業】 (在宅福祉センター、大間々・東支所)
支援が必要な高齢者の日常生活を地域住民の参画により支えることを目的に、地域と連携して支え合い活動を推進する。
 - ② 在宅高齢者支援機関運営事業【受託事業】
(在宅福祉センター、大間々・東支所)
地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために初期及び継続的な相談や実態把握、福祉サービスの調整等を行う。
 - ③ 配食サービス【受託事業】 (在宅福祉センター、大間々・東支所)
健康維持を図るとともに、地域の人々とのふれあい、見守り及び安否確認を目的に、在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して定期的に栄養バランスの良い食事を提供する。
 - ④ 寝たきり高齢者理容サービス事業【受託事業】
(在宅福祉センター、大間々・東支所)
在宅寝たきり高齢者の衛生面と快適な生活の維持のため、理容サービスを提供する。

- ⑤ 福祉車両貸出事業 (在宅福祉センター、大間々・東支所)
在宅生活の支援と社会参加の機会を提供するために、介護を要する高齢者、障がい者等に対して福祉車両を貸し出す。
- ⑥ 日常生活用具貸出事業 (在宅福祉センター、大間々・東支所)
介護保険法等による日常生活用具の貸与を受けられない人等の在宅生活を支援するために、車いすや介護用ベッド等を短期で貸し出す。
- ⑦ 家族介護者交流事業【受託事業】 (在宅福祉センター、大間々・東支所)
日頃から在宅で家族を介護している人が、介護による心身の疲れを癒し、日頃の悩みや体験を分かち合う情報交換の場となる交流事業を実施する。
- ⑧ 思いやり駐車場利用証制度への協力 (在宅福祉センター、大間々・東支所)
公共施設や商業施設等に設置されている車いす使用者用の駐車スペースの適正利用を推進するため、群馬県が実施する制度の利用証交付や市民への啓発に協力する。

5 高齢者福祉事業

重点事項

- (1) 介護予防普及啓発事業（介護予防教室）における新規参加者、男性参加者の増員、及び参加者離れの引き留めを図る。
- (2) 生活支援体制整備事業における協議体の地域住民への周知及び理解促進を図る。
- (3) 地域包括支援センター事業における介護予防ケアマネジメント業務の負担を軽減することで、より総合相談支援事業等に注力できる体制の構築を検討する。

- ① 地域包括支援センター事業【一部受託事業】 (在宅福祉センター)

ア 介護予防ケアマネジメント事業

要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に実施されるよう支援する。

イ 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らせるための課題解決にはどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなぎ支援する。

ウ 権利擁護事業

権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が

地域で安心して尊厳のある生活を送れるよう、権利侵害の予防や権利保障に向け対応する。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じ、関係機関が連携し、一貫して継続的に支援する。また、個々の介護支援専門員とともに高齢者を支援する。

- ② 生活支援体制整備事業【受託事業】 (在宅福祉センター、大間々・東支所)
地域に不足する福祉サービスの創出や関係者のネットワーク構築のために情報共有及び連携・協働を推進する協議体の強化を進める。
- ③ 介護予防普及啓発事業【受託事業】 (在宅福祉センター、大間々・東支所)
地域の高齢者に対して、地域で支え合うことで孤立や引きこもりにならないようつながりを強化するとともに、体操などを通じて介護予防に取り組む。
- ④ 敬老旅行事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
健康保持及び増進並びに高齢者相互の交歓と親睦を図り、社会参加の促進と生きがいの高揚のための保養事業を実施する。
- ⑤ 敬老行事地区事業 (地域福祉推進課)
地域福祉ネットワークの発展や地域ケア体制の推進を目的とした地域住民と高齢者とのふれあいを通じ実施する事業に対して支援する。
- ⑥ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業【受託事業】
(総務企画課、地域福祉推進課、在宅福祉センター、大間々・東支所)
高齢者の健康保持及び増進並びに社会参加の促進を図ることを目的に、スポーツ大会や教養講座、高齢者談話室(茶話会)等の事業を実施する。
- ⑦ ひとり暮らし高齢者交流事業【受託事業】 (東支所)
ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と在宅生活の向上を目的に、相互の交歓や親睦、福祉制度の普及啓発等の機会を提供する。

6 障がい者福祉事業

重点事項

- (1) 視覚障がい者や高齢で文字が読みにくい人のための録音図書貸出事業を市民へ広く周知し、市広報紙等の公的な情報をより多くの人へ行き渡るようにする。
- (2) 笠懸公民館に設置されている喫茶「ぺちやくちゃ」をみどり市障害者福祉センターが主体的に運営し、同喫茶の設置目的である障がい者の社会参加と地域交流を推進する。

- ① 障害者福祉センターの運営 (障害者福祉センター)
- ア 地域活動支援センター【受託事業】
地域生活への支援や自立の推進を図るため、障がい者（児）に創作的活動や生産的活動の機会、地域社会との交流促進等の機会を提供する。
- イ 障害者デイサービスセンター【受託事業】
地域生活の支援、本人の安定した生活の確保並びに介護する家族の負担軽減を図るため、心身障がい者（児）に生活訓練、機能回復訓練、養護、入浴サービス等を実施する。
- ウ 相談支援事業所【一部受託事業】
地域の障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護に関する支援、福祉サービス利用の調整等の支援を行う。
- エ ふくしまルシェの開催
障がい者（児）への理解を深めるとともに障害者福祉センターを広く市民へ周知する機会として開催し、障がい者（児）、障がい福祉サービス事業所、ボランティアと地域住民の交流を図る。
- ② 障害者意思疎通支援事業（手話言語普及推進事業）【受託事業】 (地域福祉推進課)
障がいにより、コミュニケーションに支障のある人に、意思疎通の円滑化と日常生活の便宜を図ることを目的に、手話通訳者や要約筆記者の派遣調整を行う。
- ③ 障害者意思疎通支援奉仕員養成事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
交流活動の促進や地域情報の提供等、障がい者（児）の社会参加促進と地域生活を支援するための手話や朗読の奉仕員を養成する。
- ア 手話奉仕員養成講座（入門編及び基礎編等の手話講習会）
イ 朗読奉仕員養成講座
- ④ 心身障害者療育訓練事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
在宅心身障がい者（児）の体験学習の機会を増やし社会参加を促進するために社会適応訓練等を実施する。
- ⑤ 視覚障がい者等録音図書貸出事業 (地域福祉推進課)
視覚障がい者（児）等に音声による情報を提供する、ボランティアグループの協力により作成される市広報紙や社協だよりの朗読録音図書を貸し出す。

- ⑥ 福祉パレードへの協力 (障害者福祉センター、地域福祉推進課)
知的障害者福祉月間 (9月) に実施される啓発事業へ協力する。
- ⑦ 喫茶「ぺちやくちゃ」の運営 (障害者福祉センター)
笠懸公民館内に設置している喫茶「ぺちやくちゃ」の運営を通じ、障がい者の社会参加と地域交流を推進する。

7 児童福祉・福祉教育事業

重点事項

(1) 認知症サポーター小学生養成講座により、市内小学校へ訪問し、児童に対し認知症について授業することで福祉教育を推進する。

- ① 児童健全育成活動 (総務企画課)
子育て世帯と児童の健やかな成長を支援するため、笠懸小学童クラブ (こだま・のぞみ・はやて)、笠懸西小学童クラブ (はやぶさ・ひかり・やまびこ・かがやき)、第1 笠懸東学童クラブ (宙・虹)、第2 笠懸東学童クラブ (星) を拠点として活動する。
- ② 児童福祉週間の啓発協力 (総務企画課)
児童福祉の推進を図るため、児童福祉週間 (5月5日から11日) 啓発用ポスターの張り出し等啓発活動に協力する。
- ③ 学童・生徒の福祉教育活動推進事業 (地域福祉推進課)
市内の小・中学校が実施する福祉活動を推進するための活動費を助成し福祉教育の振興を図る。
- ④ 認知症サポーター小学生養成事業 (地域福祉推進課)
市内の小学校に職員を派遣し、児童に対して認知症に関する基礎知識、認知症の人やその家族への支援のあり方などへの理解を深める講義を実施する。

8 母子父子寡婦福祉事業

重点事項

(1) 若年ひとり親家庭の組織を拡充させるとともに、ひとり親家庭の課題の把握と解決に向け取り組み、母子父子福祉の推進を図る。

- ① 若年ひとり親家庭の組織化活動支援 (地域福祉推進課)
母子寡婦福祉団体と連携しながら、組織化等の各種活動について支援する。
- ② 若年ひとり親家庭の集いの実施 (地域福祉推進課)
さまざまな立場の若年ひとり親家庭の親睦を図ることを目的に交流事業を実施する。

9 援護事業

重点事項

(1) 生活困窮者の複合化したニーズに対し、みどり市の実施している重層的支援体制整備事業の関係部署、民間の福祉事業所等と連携を促進しながら、生活困窮者自立相談支援事業や生活福祉資金貸付事業などの事業を実施することで、生活困窮者の自立を包括的かつ継続的に支援する。

- ① 生活困窮者自立支援事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
生活困窮世帯がその状態から早期に脱却することを支援するため、関係機関との連携等により本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談業務を行うとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築する。
- ② 法外援護費支給事業 (地域福祉推進課)
法律上の適用が困難で緊急かつ福祉的援護を必要とする世帯に対して、社会生活が維持できるよう自立を促し必要な援護を行う。
- ③ 行路人貸付事業 (地域福祉推進課)
行路病者に対し、住所地へ向かうための必要な援護資金を貸し付ける。
- ④ 交通遺児就学援助金給付事業 (地域福祉推進課)
交通事故等による遺児に対して、社会的人材育成の支援を目的に学資等の一部を給付して就学を援助する。
- ⑤ 戦没者遺族援護事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
戦没者遺族の援護と相互交流を図るための事業を実施する。
- ⑥ 戦没者追悼式への協力 (地域福祉推進課)
群馬県戦没者追悼式への参加、みどり市戦没者追悼式の実施に協力する。

10 福祉資金貸付事業

重点事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の借受人に対し、生活・

償還状況の確認や償還猶予期間延長及び免除のための面談等を行い、県社協や生活困窮者自立支援機関と連携して生活再建を支援する。

- ① 小口生活資金貸付事業 (地域福祉推進課)
一時的に困窮する低所得世帯の経済的自立と生活意欲の促進を図り、資金の貸し付けと必要な援助を行う。
- ② 生活福祉資金貸付事業への協力【県社協受託】 (地域福祉推進課)
低所得者、障がい者、高齢者世帯等の生活安定と自立を図るため、群馬県社会福祉協議会が実施する無利子又は低金利で貸し付ける各種資金の相談・申請窓口として協力する。

11 共同募金事業

重点事項

(1) 地域福祉の財源となる赤い羽根共同募金や地域歳末たすけあい募金への市民の理解が深まるよう募金の有効な活用と使い道を幅広く周知する。

- ① 赤い羽根一般募金配分事業 (全部署)
群馬県共同募金会から配分される赤い羽根一般募金を地域の福祉推進のための各種福祉事業に活用する。
- ② 地域歳末たすけあい募金配分事業 (全部署)
群馬県共同募金会から配分される地域歳末たすけあい募金を地域の福祉推進のための各種福祉事業に活用する。
- ③ 共同募金委員会への協力 (全部署)
群馬県共同募金会やみどり市共同募金委員会と連携を密にし、赤い羽根一般募金運動（募金期間 10 月から翌年 3 月）や地域歳末たすけあい募金運動（募金月間 12 月）に協力する。

12 居宅介護等事業

(介護給付・予防給付・*総合事業)

※市町村が地域の実情に応じて必要な「生活支援」「介護予防」を総合的に行う事業

重点事項

(1) 経営安定化を図るため、通所介護事業の事業規模を小規模へ変更し、サービスの質を保持したうえで効率的に事業を展開する。

- ① 居宅介護支援事業 (大間々支所)
 利用者の立場に立った介護相談、申請代行、要介護認定調査、関係機関との連絡調整、介護計画（ケアプラン）の作成、保険給付管理及び利用者への継続的支援を行う。
- ② 訪問介護事業 (大間々支所)
 利用者の希望に対し、身体介護や生活支援（家事援助）サービスを提供し、日常生活の維持と自立に向け支援する。
- ③ 通所介護事業 (東支所)
 家族等の介護負担軽減を図るため、利用者に対し、通所による身辺衛生管理や心身機能維持、健康管理等の自立に向けたサービスを提供する。
 事業規模の変更（通常→小規模）により、事業運営の改善を図る。
- ④ 要介護認定調査事業【受託事業】 (大間々支所)
 要介護認定申請に基づき居宅等を訪問し、要介護認定にかかる調査を行う。
- ⑤ 介護予防ケアマネジメント事業【受託事業】 (大間々支所)
 要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援する。
- ⑥ 総合事業の訪問介護事業 (大間々支所)
 総合事業対象者の希望に対し、身体介護や生活支援（家事援助）サービスを提供し、日常生活の維持と自立に向け支援する。
- ⑦ 総合事業の通所介護事業 (東支所)
 家族等の介護負担軽減を図るため、総合事業対象者に対し、通所による身辺衛生管理や心身機能維持、健康管理等の自立に向けたサービスを提供する。
 事業規模の変更（通常→小規模）により、事業運営の改善を図る。
- ⑧ 障がい者居宅介護事業 (大間々支所)
 利用者の希望に対し、身体介護や生活支援（家事援助）サービスを提供し、日常生活の維持と自立に向け支援する。

13 施設管理運営＜市指定管理受託事業＞

重点事項

- (1) 施設の衛生管理、避難訓練、不審者対策訓練等を実施し、利用者が安心安全に利用できるよう管理運営する。

- ① みどり市笠懸小学童クラブ (総務企画課)
笠懸小学校の1年生から6年生の児童を対象とした学童保育所を管理運営する。
- ② みどり市笠懸西小学童クラブ (総務企画課)
笠懸西小学校の1年生から6年生の児童を対象とした学童保育所を管理運営する。
利用人数の増加に伴い、旧第2親老児童館を活用し4クラブの体制とする。
- ③ みどり市第1笠懸東学童クラブ (総務企画課)
笠懸東小学校の1年生から6年生の児童を対象とした学童保育所を管理運営する。
- ④ みどり市第2笠懸東学童クラブ (総務企画課)
笠懸東小学校の1年生から6年生の児童を対象とした学童保育所を管理運営する。
- ⑤ みどり市障害者福祉センター (障害者福祉センター)
障がい者の地域支援施設を管理運営する。
- ⑥ みどり市笠懸老人憩の家 (総務企画課)
高齢者に対する教養の向上やレクリエーション等のために地域の高齢者が集う施設を管理運営する。
- ⑦ みどり市大間々老人憩の家 (大間々支所)
高齢者に対する教養の向上やレクリエーション等のために地域の高齢者が集う施設を管理運営する。
- ⑧ みどり市老人福祉センター (東支所)
高齢者に対する教養の向上やレクリエーション等のために地域の高齢者が集う施設を管理運営する。
- ⑨ みどり市高齢者生活福祉センター (高齢者生活支援ハウス) (東支所)
地域生活に不安のあるひとり暮らし高齢者世帯等に対して提供する居住施設を管理運営する。

14 その他

その他、本会の目的達成のために必要な事業を実施する。